

令和4年余市町議会第1回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時17分

○招 集 年 月 日

令和4年4月22日（金曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和4年4月22日（金曜日）午前10時

○出 席 議 員 （15名）

余市町議会議長 3番 中井 寿夫

余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子

余市町議会議員 1番 野呂 栄二

〃 2番 吉田 豊

〃 4番 藤野 博三

〃 8番 白川 栄美子

〃 9番 寺田 進

〃 10番 彫谷 吉英

〃 11番 茅根 英昭

〃 12番 近藤 徹哉

〃 13番 安久 莊一郎

〃 14番 大物 翔

〃 15番 中谷 栄利

〃 16番 山本 正行

〃 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （2名）

余市町議会議員 5番 内海 博一

〃 6番 庄 巖龍

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔

副 町 長 細 山 俊 樹

総 務 部 長 高 橋 伸 明

総 務 課 長 増 田 豊 実

企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨

財 政 課 長 高 田 幸 樹

税 務 課 長 中 島 豊

民 生 部 長 篠 原 道 憲

経 済 部 長 渡 辺 郁 尚

建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹

○事務局職員出席者

事 務 局 長 羽 生 満 広

主 幹 枝 村 潤

主 任 細 川 雄 哉

○議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

議長の諸般報告

行政報告

第 3 議案第 1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案

第 4 議案第 2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

第 5 議案第 3号 余市町半島振興対策

実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

第 6 議案第 4号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案

第 7 議案第 5号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

開 会 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和4年余市町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、内海議員は通院のため、庄議員は自宅療養のためそれぞれ欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案5件、他に議長の諸般報告及び行政報告です。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号13番、安久議員、議席番号14番、大物議員、議席番号15番、中谷議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8番（白川栄美子君） 令和4年余市町議会第1回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されまし

たので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員6名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、高橋総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案5件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案、日程第4、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第3号 余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案、日程第6、議案第4号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第5号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、今期臨時会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 行政報告。

北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線経営分離後の地域交通の確保方策について。

北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線経営分離後の地域交通の確保方策について行政報告を申し上げます。北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線経営分離後の地域交通の確保方策につきましては、平成24年に北海道及び函館から小樽までの沿線自治体15市町で北海道新幹線並行在来線対策協議会を設置し、確保方策の調査研究や基本的方向の決定に向けた協議を行ってまいりました。また、本町におきましては並行在来線の存続等に関

する調査特別委員会に適宜動向についてご報告申し上げてきたところであります。北海道新幹線並行在来線対策協議会では、後志ブロック会議を設置し、地域交通の確保方策を令和3年度末までに決定するスケジュールで協議してまいりました。鉄道方式、またはバス方式の方向性については、昨年12月に沿線自治体ごとに方向性を持ち寄ることになっており、本町は特別委員会での協議の経過や住民説明会での意見を踏まえ、余市小樽間に関しては鉄道方式の方向性を示したところであります。他の沿線自治体においては小樽市が保留、その他はバス方式の方向性を示したため、長万部余市間についてはバス運行について事業者と協議、検討を進めることとし、余市小樽間については個別に協議を進め、令和4年の早い時期に方向性を決定できるよう取り組むこととなりました。

その後3月26日に余市小樽間個別協議が開催され、鉄道存続に当たっては巨額な初期投資や将来にわたり多額の運行経費が見込まれること、沿線人口の減少、観光入り込み客数の増加や多駅・多頻度化、あらゆる手だてを講じたとしても大幅な収支改善は見込めないこと、鉄道の運行経費の国の支援制度がないことや災害時における貨物の代替ルートとしての活用が見込めないこと、さらには鉄道を廃止した場合の施設撤去費や災害発生時の復旧費といった潜在的なリスクなどを考慮すると、将来にわたって小樽市、余市町、北海道の3者で鉄道を運行することは困難であること、またバス運行に当たってはバスダイヤの改正や増便などにより利用の集中する時間帯を含め、現在鉄道を利用している方の移動についても確保はできる見通しであり、鉄道方式、バス方式のそれぞれのメリット、デメリットとして輸送力、速達性といった利便性や経済性、持続性といった地域負担を比較し、未来志向で地域を俯瞰しながら総合的に判断した結果、今後バスを中心とした新たな交通ネットワークの構築に向けて3者で検討を進めて

いくことで合意し、翌日の3月27日の後志ブロック会議で余市小樽間個別協議の結果を受け、経営分離後の地域交通の確保方策については、長万部小樽間はバス方式とすることが確認されたところであり、今後におきましては、新たな交通ネットワークの構築に向けてしっかりと取り組むことにより町民皆様の負託に応えていく所存でございます。

議員各位におかれましては、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げ、北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線経営分離後の地域交通の確保方策についての行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第3、議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案、日程第4、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第3ないし日程第4を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和4年4月1日から施行されること

に伴い、本町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について申し上げます。個人住民税につきましては、住宅ローン控除の延長及び見直しでございます。

次に、固定資産税につきましては、土地の負担調整措置といたしまして、商業地等において税額が増加することとなる土地について、激変緩和の観点から本来評価額の5%相当分の増額となることを令和4年度に限り評価額の2.5%分の増加とする措置でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案。

余市町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町税条例等の一部を改正する条例。

（余市町税条例の一部改正）

第1条 余市町税条例（昭和37年余市町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。これにつきましては、証明書等における住所に代わる事項の記載方法の取扱いでございます。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項そ

の他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。これにつきましては、金融所得課税に係る所得税との課税方式の取扱いを一致させる改正でございます。

第34条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。これにつきましては、政令の経過措置終了に伴う削除でございます。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の道民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税」に改める。これにつきましては、総合課税、または分離課税がある場合における税額控除について確定申告書の記載により行うものでございます。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が

1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同条第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

これにつきましては、給与所得者並びに公的年金受給者の扶養親族等申告書において配偶者及び退職所得を有する配偶者等の扶養親族の氏名を記載事項とするものでございます。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。これにつきましては、証明書等における住所に代わる事項の記載方法の取扱いでございます。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。これにつきましては、住宅ローン控除の適用期限等を延長するものでございます。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第

26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。これにつきましては、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設でございます。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。これにつきましては、省エネ改修工事等を行った既存住宅に係る特例措置の拡充でございます。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。これにつきましては、商業地等において税額が増加することとなる土地について本来評価額の5%相当分の増額となることを令和4年度に限り評価額の2.5%分の増加とする措置でございます。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。これにつきましては、所得税において申告分離課税の規定が適用された場合における取扱いでございます。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条を削る。

（余市町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 余市町税条例等の一部を改正する条例（令和3年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち余市町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中余市町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定
令和5年1月1日

（2） 第1条中余市町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（余市町税条例等の一部を改正する条例（令和3年余市町条例第8号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定
令和6年1月1日

（3） 第1条中余市町税条例第18条の4の改正規定、同条例第73条の2の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える

部分を除く。)及び同条例第73条の3の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定(民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の余市町税条例第18条の4(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の余市町税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の余市町税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する

申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の余市町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の余市町税条例第73条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の余市町税条例第73条の3(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

以上、議案第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますよ

うお願い申し上げます。

引き続きまして、一括上程されております議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、本町都市計画税条例の一部を改正する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、都市計画税におきましても固定資産税同様、土地の負担調整措置といたしまして商業地等において税額が増加することとなる土地について、激変緩和の観点から本来評価額の5%相当分の増額となることを令和4年度に限り評価額の2.5%分の増加とする措置でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例（昭和41年余市町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第18項を附則第19項とする。

附則第17項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「第11項及び第12項」を「第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項の「農地」を「附則第14項の「農地」に、「附則第13項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

7 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 住宅ローン控除の延長のことについて幾つか伺いたいのですけれども、1つには今段階で結構なのですけれども、この住宅ローン控除を受けていらっしゃる世帯数というのは余市町でどのぐらいあるのかなというのが1つと、2つにはこれによる、国の法律が変わった関係で今回所要改正していくのですけれども、来年以降要するに控除の限度額が変わってくるものですから、そうすると当然税収のほうにも影響出てくるのではないかなと見ているのですけれども、その影響見通しというのはどういうふうに見ていらっしゃるのかなと。まず、この2つ伺いたいと思います。

○税務課長(中島 豊君) 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

まず、1点目の住宅ローン控除における控除世帯数、余市町における数値、件数についてのご質問でございます。令和3年の今当初賦課の課税作業中でございますけれども、あくまでも確定申告

におきまして住宅ローン控除の適用になって、残額のある方について個人住民税において措置するという制度になってございまして、年間の件数といたしましては概数になりますけれども、200件前後と押さえております。

2点目の限度額が改正されることによる影響という部分についてでございますけれども、所得税法における控除率、また限度額も今年から変わります。住民税について影響してくるのは令和5年度の個人住民税に関わってくる分ということになります。なので、今現時点におきましての影響額という部分に関しては算定はしてございません。ただし、税収の減になる部分というものに関しましては国費で全額補填されるという制度設計になってございます。

また、1点目の控除数の件数という部分につきまして先ほど200件と申し上げたものが、住宅ローン控除の年度というものが多岐にわたって、多い方だったら10年、13年、その幅の中での積み上げの件数が200件ということになりますので、一応単年度で新規に住宅ローン控除の対象になった件数という部分につきましてでありますと大体40件程度、単年度に新築をして、居住されて、この控除の対象になるという方が40件程度と押さえてございますので、ご理解願います。

○14番(大物 翔君) 分かりました。少し話ずれていくのかもしれないけれども、ちょっと懸念していることが1つあったものだから、申し上げさせていただきたいのですけれども、1月だか2月の頃に新聞読んでいましたら、この住宅ローン、基本的に固定金利と変動金利選んで契約していくのでしょうか、我が国の場合7割近く前後の方が変動金利で住宅ローン組んでいらっしゃるというのが新聞報道にあったのです。二、三年ぐらい前だったらあまり私も気に留めなかったのか、ここ二、三十年基本的に長期金利は下がりつ放しの局面だったので、かえって変動で組んだ

ほうが有利だった時代ではあったのです。ただ、最近の為替のおかしな動き方とか、3月時点までの物価というものは0.6%ぐらいと言われているのが恐らく4月以降は2%超えるのではないかとされているのです。携帯電話の関係とかの影響がなくなってくるわけですから。そうすると、日銀がいよいよ目指していた物価2%というものが現実のものになろうとしていると。政府と日銀が望んだ形かどうかは別としてですけれども、そうなってくると今度見直し期間がたまたまこのタイミングで来てしまった人が変動金利が怖いから固定に乗り換えたいといったらそれはそれで高い金利を設定されてしまう可能性も出てくるものですから、そうするとちょっと今の物価の上がり方だと何とも分からないのですけれども、返済に窮するケースが増えてくるのではないかと。それ以前にコロナのほうで仕事の収入の影響とかで返済が難しくなって、家手放してしまったというのが札幌のほうでも結構あったとは聞くのですけれども、今度は金利の影響でそういうケースが、あした、あさってではないのだけれども、そう遠くないうちに出てくる局面が来ているのではないかなという懸念を抱いているものですから、だから今すぐ何かできるというわけではないのですけれども、場合によってはちょっと備えておく必要も役場としても出てくるのではないかなと感ずる次第なものですから、それについて何かもし見解があれば最後伺いたいと思います。

○議長(中井寿夫君) 大物議員に申し上げます。

この議案第1号に関わる質問をしていただきましたというふうに思っております。今の質問でいいますと仮定の話になりますので、課長も答弁できないのかなというふうに思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 余市町税条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第5、議案第3号 余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案、日程第6、議案第4号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第5ないし日程第6を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第3号 余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について引用法令であります租税特別措置法の条項移動に伴い規定の整備を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部

を改正する条例案。

余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開き願います。余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例。

余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成26年余市町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第2号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第2号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、一括上程されております議案第4号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号と同様、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について引用法令等の条項移動により規定の整備を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

案。

余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年余市町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第3号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第7、議案第5号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第5号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

ご案内のとおり、本町の4月1日付人事異動の発令に伴いまして固定資産評価員についても異動が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、本臨時会において選任同意の提案を申し上げる次第でございます。

地方税法第404条第2項には、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任すると規定されておりますことから、議員各位のお手元に配付いたしております余市町大川町19丁目3番地16、中島豊を固定資産評価員としてご同意いただきたく、提案申し上げます。

次に、中島豊の職歴等について申し上げます。現住所につきましては、余市郡余市町大川町19丁目3番地16でございます。職歴は、昭和59年4月に余市町職員として採用され、農林課農政振興係に配属、それ以後水道課業務係、総務部総務課財務係、総務部企画財政課財政係、総務部税務課住民税係、総務部税務課課税係、民生部保険課医療係長、民生部高齢者福祉課介護保険係長、建設水道部下水道課業務係長、総務部税務課主幹、民生部保険課主幹、余市町選挙管理委員会事務局長、民生部保険課長、令和4年4月、総務部税務課長に就任し、現在に至っております。

それでは、お手元に配付してございます議案を朗読申し上げます。

議案第5号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開きください。記、住所、余市郡余市町大川町19丁目3番地16。氏名、中島豊。生

年月日、昭和40年9月3日生まれ。

以上、議案第5号につきまして提案理由を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和4年余市町議会第1回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時17分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 13番 安 久 莊 一 郎

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利